

## 有資格業者に対する指名停止措置について

## 指名停止措置の概要

## 1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所
株式会社小松組	岩手県大船渡市大船渡町字地ノ森61-9

## 2. 指名停止措置期間

平成31年3月25日～平成31年4月24日 ( 1 ヲ月 )

## 3. 指名停止措置の範囲

東北地方整備局管内

## 4. 事実概要

平成28年12月27日、(株)小松組及び同社の使用人1名が、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律違反の罪により大船渡区検察庁から起訴され、平成29年1月26日、罰金刑が確定した。

## 5. 指名停止措置理由

上記のことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」それぞれの別表第2第15号に該当する。

## 参考

## ○「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2(抜粋)

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内

&lt;発表記者会：宮城県政記者会、岩手県政記者クラブ、東北電力記者会、東北専門記者会&gt;

## 問い合わせ先

国土交通省 東北地方整備局 (TEL 022-225-2171) (代表)

○ 総務部 契約課	課長	岩澤 <small>いわさわ</small> 由文 <small>よしふみ</small>	(内線 2511)
	建設専門官	神田 <small>かんだ</small> 誠 <small>まこと</small>	(内線 2512)
総務部 経理調達課	課長	金子 <small>かねこ</small> 公彦 <small>きみひこ</small>	(内線 6551)

○は本件の主務課です。